令和3年9月

伊那市議会定例会議案関係。

令和3年8月27日

令和3年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	伊那市陸上競技場第2種公認更新改修工事説明資料	
議案第1号関係資料(2)	伊那市陸上競技場第2種公認更新改修工事平面図	
議案第2号関係資料	市道路線認定位置図	
議案第3号関係資料(1)	市道路線廃止位置図	(
議案第3号関係資料(2)	市道路線変更位置図	
議案第3号関係資料(3)	市道路線変更位置図	
議案第4号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表	
議案第5号関係資料	伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表1	L

議案第1号関係資料(1)

伊那市陸上競技場第2種公認更新改修工事説明資料

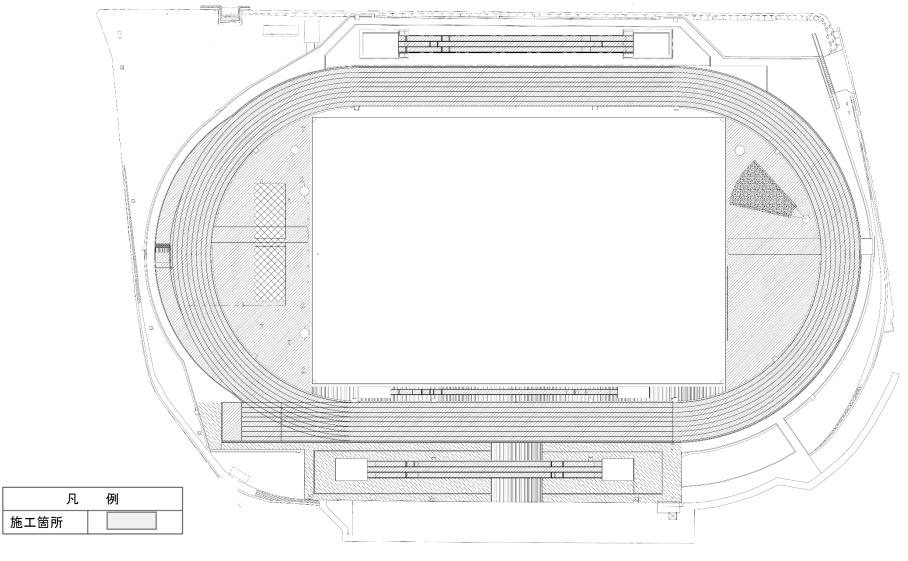
工事名	伊那市陸上競技場第2種公認更新改修工事						
工徒 人妬	工 種	金額			相手方		
工種、金額 及 び 相 手 方	舗装工事	19 (内消費税 1	8,000,0 8,000,0		株式会社ヤマウラ伊那支店 支店長 山本 勇司		
工事概要	舗装工事 ウレタン舗装(切削オーバーレイ)面積 7,593.86 ㎡ (走路、Aゾーン、Bゾーン、助走路) 附帯工事 ライン等マーキング工事、補修工事(縁石、水濠、砂場、突箱ほか) 特記事項 日本陸上競技連盟競技規則に基づく第2種公認陸上競技場とすること。						
工事期間	契約の日から令和4年1月28日まで						
予 算	総事業費 2 1	1,728,000円	主な財源	スポーツ振興く 合併特例事業債	じ助成金 (充当率95%、交付税算入率70%)		

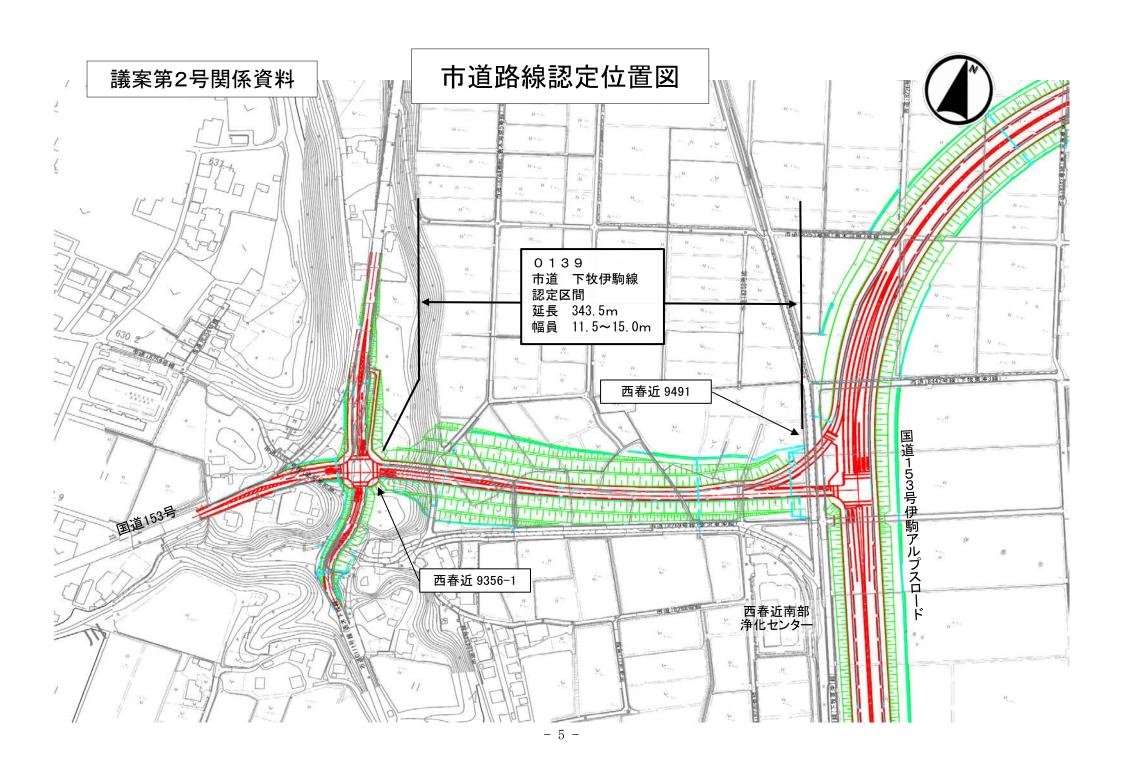
議案第1号関係資料(2)

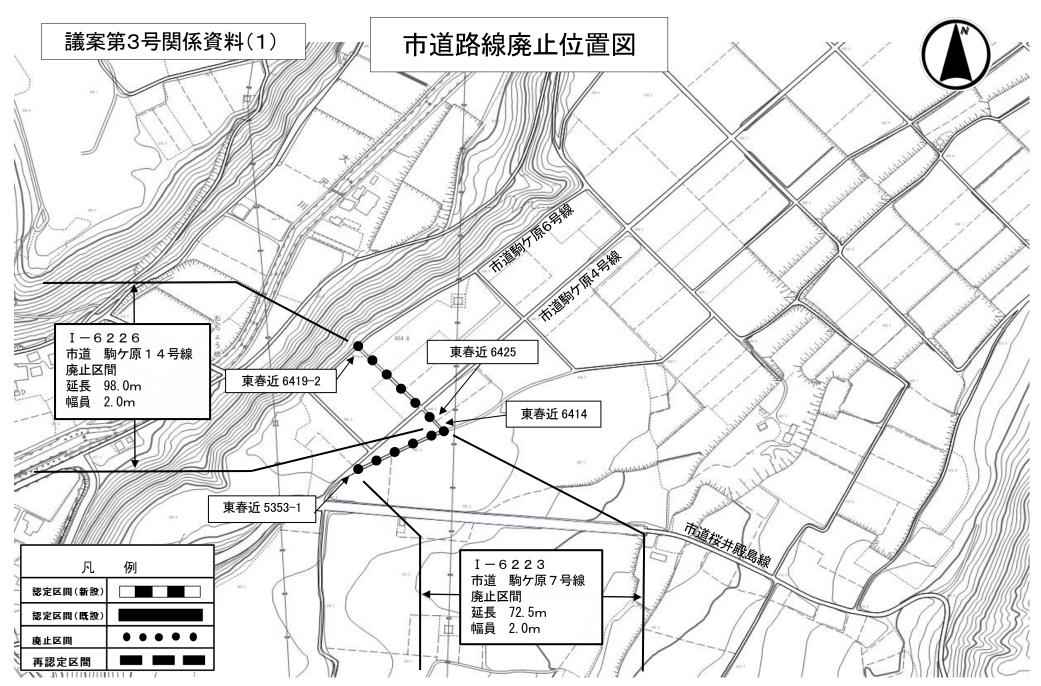
伊那市陸上競技場第2種公認更新改修工事平面図

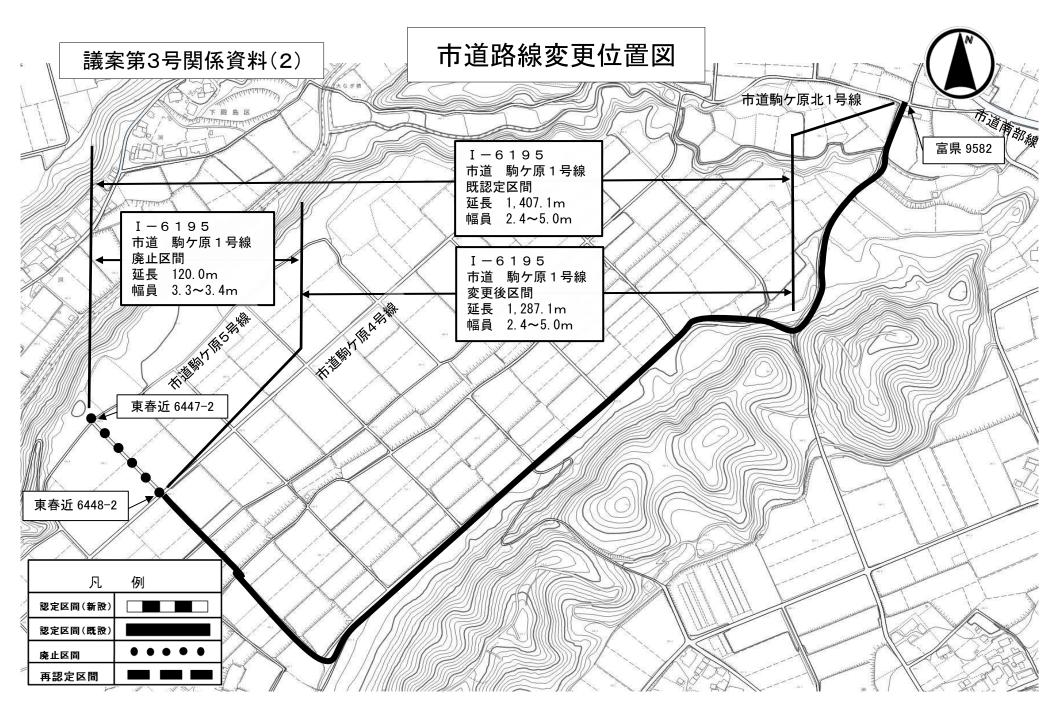


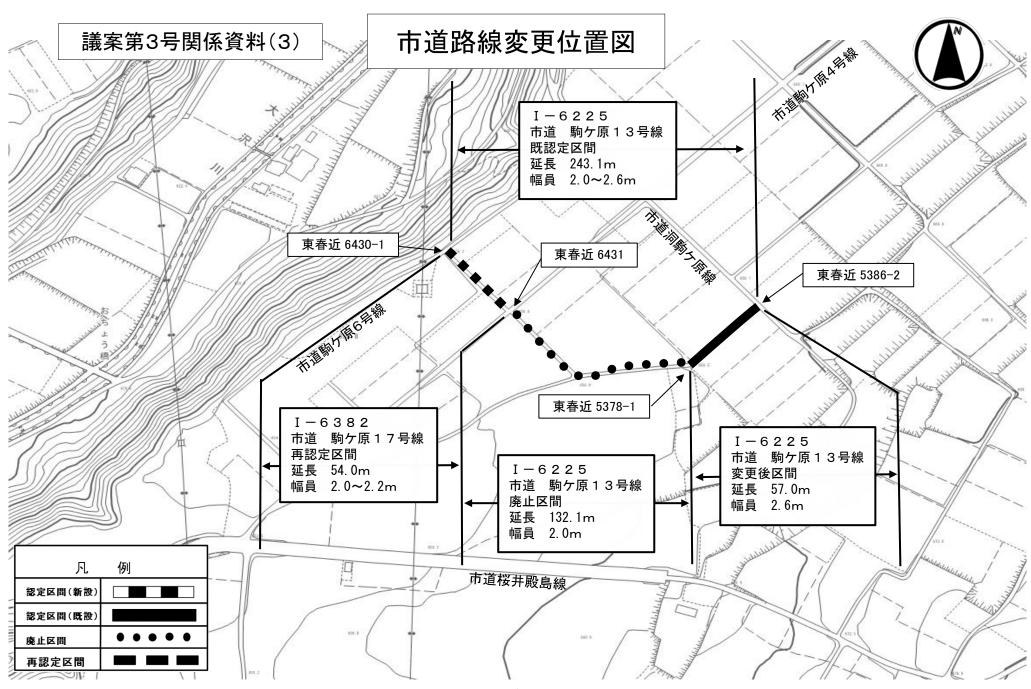
第2種公認 陸上競技場 1周400m 8レーン(幅1.22m)











議案第4号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

(受給者証の提示)

第8条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、医療保険|第8条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、電子資格 各法の規定に基づく被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書 面(以下「被保険者証等」という。)とともに受給者証を保険医療機関等又は協力 医療機関等に提示しなければならない。

 \Box

(受給者証の提示)

確認等により各種医療保険の被保険者等であることの確認を受けるとともに受給者 証を保険医療機関等又は協力医療機関等に提示しなければならない。

新

(支給申請)

第9条 略

2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により、協力医療機関等で被保険 者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機 関等から提供される情報に基づき国保連から市長に当該療養の給付等に係る費用額 その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から 市長に給付金の支給申請があったものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にあるものが前条の規定により、保険医療機関等で被 保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合には、当該保険 医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から 市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知 されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみな す。

 $5\sim6$ 略

(支給申請)

第9条 略

2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により、協力医療機関等で療養の 給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連か ら市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通 知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみ なす。

3 略

4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にあるものが前条の規定により、保険医療機関等で療 養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国 保連又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該療養の給付等に係る費用額その 他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長 に給付金の支給申請があったものとみなす。

5~6 略

議案第5号関係資料

伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

In .	(1万枚(ソロ)) (より、11、口)
<u>I</u>	新
(処理区域) 第3条 戸別合併処理浄化槽により汚水の処理を行う区域(以下「処理区域」という。)は、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村及 び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条に規定する過疎地域 で、次に掲げる区域を除く区域とする。 (1)~(4)略	(処理区域) 第3条 戸別合併処理浄化槽により汚水の処理を行う区域(以下「処理区域」という。)は、 <u>高遠町及び長谷の区域</u> で、次に掲げる区域を除く区域とする。 (1)~(4) 略
(使用開始等の届出) 第4条 略 2 戸別合併処理浄化槽の使用を廃止するときは、住宅等所有者又は使用者の費用負担により当該浄化槽を清掃し、再使用可能な状態で管理者に返納しなければならない。ただし、特別の事情があると管理者が認めたときは、清掃を免除することができる。 3 略	
(使用料の徴収) 第5条 略 2~3 略 4 戸別合併処理浄化槽の使用を休止している期間も、基本使用料を徴収する。 5 使用月の中途において使用者が戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、又は廃止したときの基本使用料は、次のとおりとする。 (1)~(2) 略 6 略 7 略	(使用料の徴収) 第5条 略 2~3 略 4 使用月の中途において使用者が戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、 <u>廃止し、休止し、又は再開</u> したときの基本使用料は、次のとおりとする。 (1)~(2) 略 5 略 6 略